

○府中市福祉のまちづくり条例

平成 8 年 6 月 28 日

条例第 19 号

私たちのまち府中市は、生活環境に配慮した活力のあるまちとして発展を続けている。

これまでの発展の力は、住み慣れたまちを愛し、豊かな生活と地域社会の向上を求める市民のたゆまぬ努力と熱意によるものである。

福祉のまちづくりの目標は、こうしたすべての市民が安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境の実現とともに、市民の主体的な参加による物心両面にわたる障壁のない社会を築くことである。

私たち市民は、地域社会の一層の発展に向けて、共に手を携え、高齢者、障害者等にとってやさしいまちが、すべての市民にとってやさしいまちであるという認識に立ち、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民及び事業者のそれぞれの役割と責務を明らかにし、互いの理解と協力の下に、すべての市民が安全かつ便利に利用することのできる都市施設等の整備を図ることにより、福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり 社会連帯の理念に基づき、すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活できるまちをつくるために、福祉的環境の整備を行うことをいう。
- (2) 福祉的環境の整備 都市施設等の安全かつ便利な利用を確保するため、その構造、設備等について別に定める整備基準に適合させるための適切な措置をとることをいう。
- (3) 事業者 都市施設等を所有し、若しくは管理する者又は新設しようとする者をいう。
- (4) 都市施設等 官公署の事務所、病院、物品販売店、飲食店、銀行、学校、集合住宅、鉄道の駅、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用することのできる施設で別に定めるものをいう。
- (5) 特定施設 都市施設等のうち、特に福祉的環境の整備を推進する必要があるもので別に定めるものをいう。
- (6) 高齢者、障害者等 高齢者で日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受けるもの、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、市民及び事業者の参加と協力の下に、福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりに努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策の推進に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自ら積極的に都市施設等の福祉的環境の整備に努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策の推進に協力しなければならない。

(福祉のまちづくりの総合的な推進)

第6条 市は、市民、事業者、国、東京都等との連携の下に、総合的に福祉のまちづくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(計画の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画(以下「推進計画」という。)を策定する。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する目標

(2) 福祉のまちづくりに関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策を推進するための重要事項

3 市長は、推進計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ次条に規定する府中市福祉のまちづくり推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(福祉のまちづくり推進審議会)

第8条 市の福祉のまちづくりに関する施策を計画的に推進する上で必要な事項を調査及び審議をするため、府中市福祉のまちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

3 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を調査及び審議をする。

(1) 推進計画に関する事項

(2) 次条に規定する整備基準に関する基本的事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉的環境の整備に関する基本的事項

4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(整備基準の策定)

第9条 市長は、都市施設等の福祉的環境の整備について、事業者の判断の基準となるべき事項(以下「整備基準」という。)を策定しなければならない。

(整備基準への適合努力義務)

第10条 事業者は、都市施設等を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第11条 市長は、都市施設等が整備基準に適合していると認めるときは、当該都市施設等を所有し、又は管理する者に対し、整備基準に適合していることを証する証票(以下「整備基準適合証」という。)を交付することができる。

2 整備基準適合証の交付を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長に対し申請をするものとする。

(届出)

第 12 条 特定施設の新設又は改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の様様替え又は用途変更(用途を変更して特定施設にする場合に限る。)をいう。以下同じ。)をしようとする者(以下「特定施設建築主」という。)は、別に定めるところにより、特定施設の新設又は改修を計画しようとするときに市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、別に定めるところにより、当該変更をする事項に係る部分の変更後の計画の内容を市長に届け出なければならない。

(特定施設建築主に対する指導及び助言)

第 13 条 市長は、前条の規定による届出があったときは、整備基準に基づき審査し、その特定施設(工事中のものを含む。以下同じ。)について第 10 条に規定する措置の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定施設的设计及び施工に関する事項について、当該届出をした特定施設建築主に対し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

(工事完了届等)

第 14 条 第 12 条の規定による届出をした者は、特定施設の工事を完了したときは、別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があったときは、市長は必要な限度において、当該届出をした者の同意を得て、市の職員に特定施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査をさせることができる。
- 3 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(既存特定施設の整備状況の把握等)

第 15 条 この条例の施行の際、現に存する特定施設(工事中のものを含む。以下「既存特定施設」という。)を所有し、又は管理する者(以下「既存特定施設所有者等」という。)は、当該既存特定施設を整備基準に適合させるための措置の状況を把握するよう努めなければならない。

- 2 市長は、既存特定施設所有者等に対し、前項に規定する措置の状況について、報告を求めることができる。
- 3 市長は、既存特定施設について、第 1 項に規定する措置の的確な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、既存特定施設所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(勧告)

第 16 条 市長は、第 12 条の規定による届出を行わずに同条に規定する特定施設の新設又は改修に着手した特定施設建築主に対し、当該届出を行うよう勧告することができる。

- 2 市長は、特定施設建築主又は既存特定施設所有者等の行う特定施設の新設又は改修に伴って講ずる措置が整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定施設建築主又は既存特定施設所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第 17 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(特定施設の調査)

第 18 条 市長は、第 14 条第 2 項に定めるもののほか、第 13 条、第 15 条第 3 項、第 16 条及び前条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、特定施設について調査を行うことができる。

- 2 第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の調査について準用する。

(移動手段の確保)

第 19 条 市長は、公共交通機関について市民の安全かつ円滑な移動を確保するため必要があると認めるときは、その車両等の構造上の配慮及び運行上の配慮について必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(住宅を供給する者の努力義務)

第 20 条 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために配慮された住宅の供給に努めるものとする。

- 2 前項に規定する住宅のうち、集合住宅を供給する事業者は、当該集合住宅の共用部分について、高齢者、障害者等が不自由なく利用できるような整備に努めるものとする。

(普及啓発)

第 21 条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりについて理解を深めるとともに、これらの者による福祉のまちづくりに関する自発的な活動が促進されるよう福祉のまちづくりに関する啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 22 条 市は、前条の福祉のまちづくりに関する市民及び事業者の自発的な活動の促進に資するため、福祉のまちづくりの状況その他の福祉のまちづくりに関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(支援)

第 23 条 市長は、福祉的環境の整備を行おうとする者に対し、必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市の施設の先導的整備等)

第 24 条 市長は、福祉的環境の整備を積極的に推進するため、自ら設置する都市施設等について、率先して整備基準に適合するよう努めるものとする。

- 2 市長は、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)に対し、これらが設置する都市施設等について、整備基準への適合に努めるよう要請するものとする。

(施策の評価及び点検)

第 25 条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を適正に実施するため、その施策について定期的に評価及び点検をするよう努めなければならない。

(国等との連携)

第 26 条 市は、福祉的環境の整備を効果的に推進するため、国等との連携に努めるものとする。

(委任)

第 27 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市福祉のまちづくり条例(平成8年6月府中市条例第19号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(整備基準)

第3条 条例第2条第2号に規定する福祉的環境の整備のための整備基準(以下「整備基準」という。)は、都市施設等の区分に応じ、別表第1から別表第5までに定めるとおりとする。

2 整備基準は、都市施設等において不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

3 別表第1から別表第5までの規定にかかわらず、市長は、都市施設等が次の各号に掲げる事項に該当すると認めるときは、整備基準への適合を免除することができる。

(1) 地形又は敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により、整備基準に適合させることが困難であるとき。

(2) 整備基準に適合させるための措置と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用できるとき。

(都市施設等)

第4条 条例第2条第4号に規定する都市施設等は、別表第6の都市施設等の欄に定める施設とする。

(特定施設)

第5条 条例第2条第5号に規定する特定施設は、別表第6の都市施設等の欄に掲げる施設のうち、当該特定施設の欄に定める施設とする。

(整備基準適合証の交付等)

第6条 条例第11条第1項に規定する福祉のまちづくり整備基準適合証(第1号様式。以下「適合証」という。)の交付の請求は、整備基準適合証交付請求書(第2号様式)に当該都市施設等が整備基準に適合していることを明らかにする書類及び図書を添付して行わなければならない。

2 適合証の交付は、整備基準適合証交付決定通知書(第2号様式の2)により行うものとする。

3 市長は、適合証の交付の請求があった場合において、不交付の決定をしたときは、請求者に、整備基準適合証不交付決定通知書(第2号様式の3)により、理由を付して通知するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から適合証を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき。

(2) 交付の対象となった都市施設等が、改修等により整備基準に適合しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。

(平13規則35・一部改正)

(特定施設の新設等の届出)

第7条 条例第12条第1項に規定する届出は、特定施設整備(変更)届出書(第3号様式。以下「届出書」という。)を提出して行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第 6 に掲げる特定施設のうち、2 道路の部に規定する施設は、届出書の提出を必要としない。
- 3 第 1 項に規定する届出の時期は、特定施設の新設又は改修を企画若しくは立案するとき、又は特定施設に係る図面の確定が済んでいないときとする。
- 4 第 1 項に規定する届出を行った者は、当該特定施設に係る次の各号に掲げる書類及び図書を提出しなければならない。
 - (1) 整備基準適合項目一覧表(第 4 号様式から第 9 号様式までのうち該当するもの)
 - (2) 案内図
 - (3) 配置図及び土地利用計画図
 - (4) 各階平面図(特定施設に係る階に限る。)
 - (5) 立面図(2 方向以上のもの)
- 5 市長は、第 1 項に規定する届出書及び前項に規定する関係書類等が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、特定施設整備(変更)届出済通知書(第 10 号様式)により通知する。
- 6 市長は、別に定めるところにより、建築物の用途及び規模に応じ、建築物に係る第 4 項第 1 号の整備基準適合項目一覧表に掲げる整備項目のうち、一部について届出書の提出を免除することができる。

(届出内容の変更の届出)

第 8 条 条例第 12 条第 2 項に規定する届出の内容の変更をしようとするときは、次条に定める軽微な変更を除き、当該変更する事項に係る部分の変更後の計画内容を届出書により届け出なければならない。

(軽微な変更)

第 9 条 条例第 12 条第 2 項に規定する軽微な変更は、特定施設の新設又は改修に係る変更のうち、整備基準の適用の変更を伴わないもの及び工事着手予定期日又は工事完了予定期日に係る変更とする。

(工事完了届等)

第 10 条 条例第 14 条第 1 項に規定する届出は、特定施設整備完了届出書(第 11 号様式)を提出して行わなければならない。
- 2 条例第 14 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第 12 号様式)とする。

(勧告)

第 11 条 条例第 16 条第 1 項に規定する勧告は、勧告書(特定施設の新設又は改修に伴う届出について。第 13 号様式)により行うものとする。
- 2 条例第 16 条第 2 項に規定する勧告は、勧告書(特定施設の整備基準不適合に伴う是正について。第 14 号様式)により行うものとする。

(公表)

第 12 条 条例第 17 条第 1 項に規定する公表は、市庁舎における掲示その他広く市民に周知する方法により行うものとする。
- 2 前項の規定により公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 勧告を受けた者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 - (2) 勧告を受けた者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(3) 勧告の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与)

第13条 条例第17条第2項に規定する意見を述べ、証拠を提示する機会(以下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、市長が口頭で行うことを認めた場合を除き、意見及び証拠を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 市長は、第11条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当の期間において、当該勧告を受けた者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 公表しようとする内容

(2) 公表の根拠となる条例等の条項

(3) 公表の原因となる事実

(4) 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

3 前項の通知を受けた者(以下「当事者」という。)又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、市長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

5 市長は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

6 当事者の代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに市長に提出しなければならない。

7 市長は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第17条第1項の規定による公表をすることができる。

(審議会の構成)

第14条 条例第8条に規定する福祉のまちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)は、市民、事業者、高齢者団体及び障害者団体の関係者並びに学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条の規定により委嘱された委員は、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員としての資格を失うものとする。

(審議会の運営)

第16条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(審議会の招集)

第 17 条 審議会は、市長の諮問に応じて会長が招集する。

(審議会の会議)

第 18 条 審議会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又は説明若しくは意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第 19 条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(平 14 規則 10・一部改正)

(雑則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第3条)

(平13規則35・一部改正)

建築物に関する整備基準

1 集合住宅以外の建築物

整備項目	整備基準
<p>1 アプローチ (敷地内の通路)</p>	<p>道路から主要な出入口に至る通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、1.2メートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 段差を設けないこと。ただし、18の項に定める構造の傾斜路を設けている場合、又は機械式昇降装置を設置している場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) アプローチが直接道路に接する場合で、L型側溝を使用するときは、L型側溝の切下げを2センチメートルとすること。ただし、地形、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 敷地の境界又は14の項に定める公共的通路から主要な出入口に至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又はその他これに代わる装置を設けること。ただし、常時勤務する者により誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。</p>
<p>2 駐車場</p>	<p>(1) 駐車場を設ける場合は、1以上の駐車施設を障害者のための駐車施設として、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>イ 当該駐車施設から建築物までの経路ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 当該駐車施設の位置を標示するとともに、経路についての誘導標示を行うこと。</p> <p>(2) 障害者のための駐車施設から建築物の出入口までの通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ その他の事項については、1の項(2)及び(3)に規定する整備基準を準用する。</p>
<p>3 出入口(主要な出入口)</p>	<p>屋外へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 玄関付近には、受付カウンター、インターホン等(以下「受付等」という。)を設け、主要な出入口から当該受付等までに、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又はその他これに代わる装置を設けること。ただし、常時勤務する者により誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。</p>

4 出入口(その他の出入口)	<p>屋外へ通ずる出入口(主要な出入口を除く。)及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口のうちそれぞれ1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>
5 廊下(屋内通路)	<p>3の項又は4の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する室に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路における廊下は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、1.2メートル以上とすることができる。この場合、要所に車いすが転回できる構造の部分の設けること。</p> <p>(2) 床面には、段差を設けないこと。ただし、18の項に定める構造の傾斜路を設けている場合、又は機械式昇降装置を設置している場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>
6 階段	<p>階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 手すりを設けること。</p> <p>(3) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(5) 昇り口及び降り口の床には、点状ブロック(警告用)を敷設すること。ただし、点状ブロック(警告用)の敷設が利用上特に支障をきたす場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。</p>
7 エレベーター	<p>直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用する場合は、その階に通ずるエレベーターを設け、次に定める構造とすること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受又は購入できる措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) かごは、床面積の合計が5,000平方メートル以下の施設については11人乗り以上、床面積の合計が5,000平方メートルを超える施設については13人乗り以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 小規模な施設において、車いすで利用できる機種を採用する場合</p> <p>イ かご内部で車いすを転回することなく円滑に乗降できる機種を採用する場合</p> <p>(2) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、床面積の合計が5,000平方メートル以下の施設については80センチメートル以上、床面積の合計が5,000平方メートルを</p>

	<p>超える施設については90センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かご内及び乗降ロビーに設ける設備は、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。</p> <p>(4) 乗降ロビーは、車いすが転回できる構造とすること。</p>
8 便所(だれでもトイレ)	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用できる便所(以下この表において「だれでもトイレ」という。)又はだれでもトイレを有する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) だれでもトイレの出入口の有効幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、車いす使用者が利用できる空間を確保した便所とすることができる。</p> <p>(4) だれでもトイレには、腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(5) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(6) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(8) 出入口には、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p>
9 便所(一般用)	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 大便器は、1以上を腰掛け式とすること。</p> <p>(4) 腰掛け式とした大便器及び小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。</p> <p>(5) 男子用小便器を設ける場合は、1以上を床置き式又はこれに代わる小便器とすること。</p>
10 浴室・シャワー室	<p>不特定かつ多数の者が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合は、それぞれ1以上を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口から、浴槽又はシャワースペースまでの床面には、通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 必要な場所に手すりを設けること。</p>
11 観覧席・客席	<p>観覧席又は客席を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 車いす使用者のための観覧席を出入口から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に1以上設けること。</p>

	(2) 集団補聴設備等、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。
12 子育て支援 環境の整備 (ベビーチェア・ベビーベッド)	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所(だれでもトイレを有する便所を含む。)を設ける場合は、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備を1以上設けること。</p> <p>(2) ベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を1以上設けること。ただし、他におむつ替えができる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3) ベビーチェア等乳幼児を座らせることができる設備又はベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>
13 子育て支援 環境の整備 (授乳及びおむつ替えの場所)	<p>乳幼児を連れた者が長時間利用する施設(医療施設、官公庁施設、集会施設、物品販売業を営む店舗、宿泊施設(集会施設があるものに限る。)、文化施設、展示施設等)で、床面積の合計が5,000平方メートルを超えるものには、授乳及びおむつ替えのできる場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、出入口付近には、その旨の表示を行うこと。</p>
14 公共的通路 (公開空地等)	<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)又は建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づき建築物内及び当該建築物敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路部分(以下「公共的通路」という。)の1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。</p> <p>ア 通路の有効幅は、2メートル以上(都市計画や許可等で別に定める有効幅がある場合には、当該有効幅以上)とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。</p> <p>イ 通路面には、段差を設けないこと。ただし、18の項に定める傾斜路、機械式昇降装置又は7の項に定めるエレベーターを設けている場合、その他道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 通路面は粗面又は滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 当該敷地外の道路又は公共的通路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>オ 階段を設ける場合には、6の項に定める整備基準に適合する階段とすること。</p> <p>(2) 屋内貫通通路、アトリウム等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。</p> <p>ア 通路部分の有効幅は2メートル以上(都市計画や許可等で別に定める有効幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを2.5メートル以上とすること。</p> <p>イ 通路の床には段差を設けないこと。ただし、18の項に定める傾斜路、機械式昇降</p>

	<p>装置又は7の項に定めるエレベーターを設けている場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 通路面は粗面又は滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 道路又は建築物外の公共的通路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>オ 階段を設ける場合には、6の項に定める整備基準に適合する階段とすること。</p>
15 緊急時の設備	<p>(1) 警報装置は光及び音によって非常事態の発生を知らせる装置とすること。</p> <p>(2) 非常口には段差を設けないこと。ただし、地形上又は構造上やむを得ない場合は、この限りでない。</p>
16 その他の設備	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用するカウンター、記載台、公衆電話台、水飲み器、自動販売機等を設ける場合は、高齢者、障害者等の利用に配慮すること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する会議室を設ける場合は、聴覚障害者に配慮した案内装置等を設置すること。</p>
17 標示・誘導	案内標示、視覚障害者誘導用ブロック、音声誘導装置等により、高齢者、障害者等の利用に配慮した標示、誘導又は注意喚起を行うこと。
18 傾斜路	<p>傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅は、屋内にあっては1.2メートル以上、屋外にあっては1.35メートル以上(敷地の状況等によりやむを得ない場合は、1.2メートル以上)とすること。ただし、段を設置する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) こう配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合、又は敷地の状況等によりやむを得ない場合は12分の1以下とすることができる。</p> <p>(3) 高さ75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ1.5メートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(4) 手すりを設けること。</p> <p>(5) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(6) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(7) 傾斜路の面は、視覚障害者等が識別しやすいものとする。</p>

2 集合住宅

整備項目	整備基準
1 アプローチ (敷地内の通路)	<p>道路から主要な出入口に至る通路のうち1以上は、高齢者、障害者等が支障なく利用できる幅員を確保するとともに、次に定める構造とすること。ただし、(5)については、集合住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合に適用する。</p> <p>(1) 有効幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、1.2メートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 段差を設けないこと。ただし、11の項に規定する構造の傾斜路を設けている場合、又は機械式昇降装置を設置している場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>

	<p>(4) アプローチが直接道路に接する場合で、L型側溝を使用するときは、L型側溝の切下げを2センチメートルとすること。ただし、地形、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 敷地の境界又は10の項に定める公共的通路から主要な出入口に至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又はその他これに代わる装置を設けること。ただし、常時勤務する者により誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。</p>
2 駐車場	<p>(1) 駐車場を設ける場合は、障害者のための駐車施設を設けるよう努めること。</p> <p>(2) (1)に規定する障害者のための駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>イ 当該駐車施設から建築物までの経路ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 当該駐車施設的位置を標示するとともに、経路についての誘導標示を行うこと。</p> <p>(3) 障害者のための駐車施設から建築物の出入口までの通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ その他の事項については、1の項(2)及び(3)に規定する整備基準を準用する。</p>
3 出入口(主要な出入口)	<p>屋外へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。ただし、(5)については、集合住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合に適用する。</p> <p>(1) 有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とするよう努めること。</p> <p>(3) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) エントランスホール付近には、受付カウンター、インターホン等(以下「受付等」という。)を設け、主要な出入口から当該受付等までに、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又はその他これに代わる装置を設けること。ただし、常時勤務する者により誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 受付等の設備は、車いす使用者、児童等の利用に配慮した高さとすること。</p>
4 出入口(その他の出入口)	<p>屋外へ通ずる出入口(主要な出入口を除く。)、駐車場へ通ずる出入口、集会室の出入口及び集合住宅の各住戸の出入口のうちそれぞれ1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p>

	(4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
5 共用廊下	<p>共用廊下は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、1.2メートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 床面には、段差を設けないこと。ただし、11の項に定める構造の傾斜路を併設している場合、又は機械式昇降装置を設置している場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>
6 共用階段	<p>共用階段は、次に定める構造とすること。ただし、(5)については、集合住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合に適用する。</p> <p>(1) 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 手すりを設けること。ただし、7の項に規定するエレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(5) 昇り口及び降り口の床(踊り場を含む。)には、点状ブロック(警告用)を敷設すること。ただし、点状ブロック(警告用)の敷設が利用上特に支障をきたす場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。</p>
7 エレベーター	<p>エレベーターを設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 車いすで利用できる機種又はかご内部で車いすを転回することなく円滑に乗降できる機種を採用すること。ただし、集合住宅の規模上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かご内及び乗降ロビーに設ける設備は、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。</p> <p>(4) 乗降ロビーは、車いすが転回できる構造とすること。</p>
8 便所(だれでもトイレ)	<p>集会室等の共用部分に便所を設ける場合は、だれでもトイレ又はだれでもトイレを有する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、次に定める構造とすること。ただし、集合住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合に適用する。</p> <p>(1) だれでもトイレの出入口の有効幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。ただし、構造上やむを得ない場合は、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房とすることができる。</p>

	<p>る。</p> <p>(4) だれでもトイレには、腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(5) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(6) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(8) 出入口には、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p>
9 便所(一般用)	<p>集会室等の共用部分に便所を設ける場合は、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(3) 大便器は、1以上を腰掛け式とすること。</p> <p>(4) 腰掛け式とした大便器及び小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。</p> <p>(5) 男子用小便器を設ける場合は、1以上を床置き式又はこれに代わる小便器とすること。</p>
10 公共的通路	<p>公共的通路の1以上は、次に定める構造とすること。ただし、集合住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合に適用する。</p> <p>(1) 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。</p> <p>ア 通路の有効幅は、2メートル以上(都市計画や許可等で別に定める有効幅がある場合には、当該有効幅以上)とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。</p> <p>イ 通路面には段差を設けないこと。ただし、11の項に定める傾斜路、機械式昇降装置又は7の項に定めるエレベーターを設けている場合、その他道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 通路面は粗面又は滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 当該敷地外の道路又は公共的通路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>オ 階段を設ける場合には、6の項に定める整備基準に適合する階段とすること。</p> <p>(2) 屋内貫通通路、アトリウム等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次のものとする。</p> <p>ア 通路部分の有効幅は2メートル以上(都市計画や許可等で別に定める有効幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを2.5メートル以上とすること。</p> <p>イ 通路の床には段差を設けないこと。ただし、11の項に定める傾斜路、機械式昇降装置又は7の項に定めるエレベーターを設けている場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 通路面は粗面又は滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 道路又は建築物外の公共的通路に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている</p>

	<p>場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>オ 階段を設ける場合には、6の項に定める整備基準に適合する階段とすること。</p>
11 傾斜路	<p>傾斜路は、高齢者、障害者等が支障なく通行できる幅員を確保するとともに、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) こう配は、屋内にあつては12分の1以下、屋外にあつては20分の1以下とするよう努めること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合には8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合、又は敷地の状況等によりやむを得ない場合は12分の1以下とすることができる。</p> <p>(2) 高さ75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ1.5メートル以上の踊り場を設けるよう努めること。</p> <p>(3) 手すりを設けること。</p> <p>(4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(6) 傾斜路の面は、視覚障害者等が識別しやすいものとする。</p>

別表第2(第3条)

(平13規則35・一部改正)

道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩車道の分離	<p>(1) 歩道と車道とは、分離し、歩行者の安全を確保すること。</p> <p>(2) 歩道設置のない幅員6メートル以上の道路においては、必要に応じ外側線の設置や路側帯内をカラー塗装すること。</p>
2 歩道の有効幅員	<p>歩道の有効幅員は、2メートル以上とし、歩行者が安心して通行できる歩行空間を連続的に確保すること。</p>
3 横断歩道	<p>(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。</p> <p>(2) 横断歩道には、標識又は信号機及び標示を設けること。</p>
4 立体横断施設	<p>立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性を配慮した構造とすること。</p>
5 ベンチ等	<p>高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流ができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。</p>
6 歩道と車道との段差 (一般的事項)	<p>(1) 歩行者の通行動線上の段差は最小限とし、すりつけることにより段差の解消を図ること。</p> <p>(2) すりつけこう配は、5パーセント(20分の1)以下(沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント(約12分の1)以下)とし、こう配の方向は歩行者の通行動線の方向と一致させること。</p>
7 歩道と車道との段差 (交差点における切下)	<p>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮の上、高齢者、障害者等が円滑に通行できるよう</p>

げ)	な構造とすること。
8 歩道と車道との段差 (細街路と交差する場合)	交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、平たんとするような構造とすること。
9 車乗り入れ部	(1) 歩道における車乗り入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道面が連続して平たんとなるような構造とすること。 (2) 車乗り入れ部のすりつけこう配は、15パーセント(約7分の1)以下(特殊ブロックを用いる場合は、10パーセント(10分の1)以下)とすること。 (3) 車乗り入れ部の縁石の段差は、5センチメートル以下とすること。
10 歩道舗装	歩行者の安全性及び快適性を確保するため、平たん性、滑りにくさ、水はけのよさ等を考慮し、舗装材料を選択すること。
11 案内標示	(1) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等の案内標示を整備すること。 (2) 案内標示は、大きめで、分かりやすい文字、記号等で表記すること。
12 視覚障害者誘導用ブロック	(1) 視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色彩は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果が発揮できるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。
13 駐車場(道路附属物としての駐車場)	駐車場の整備に当たっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような十分な配慮をするとともに、障害者のための駐車スペースを1以上設けること。
14 段差解消(L型側溝の切下げ)	歩道のない道路で直接車道から特定施設へアプローチする箇所においてL型側溝を使用する場合は、L型側溝の切下げを2センチメートルとすること。ただし、地形、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

別表第3(第3条)

(平13規則35・一部改正)

公園に関する整備基準

1 公園・緑地

整備項目	整備基準
1 出入口	公園・緑地の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、地形上又は構造上、3の項に定める構造の園路に接続しがたい出入口については、この限りでない。この場合においては、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。 (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。 (2) 段差を設けないこと。

	<p>(3) 段差がある場合は、5パーセント(20分の1)以下(構造上等によりやむを得ない場合は、8パーセント(約12分の1)以下)のこう配ですりつけること。ただし、道路との境界部における最小限の段差については、この限りでない。</p> <p>(4) 路面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 出入口が直接車道に接する場合は、点状ブロック(警告用)、舗装材の変化等により道路との境界を明確に標示すること。</p>
2 駐車場	<p>駐車場を設ける場合は、1以上の駐車スペースを障害者のための駐車スペースとして、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>(2) 3の項に定める構造の園路に接続しやすい位置に設けること。</p> <p>(3) 障害者のための駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。</p>
3 園路	<p>次に定める構造の園路を1以上設けること。この園路は、1の項に定める構造の出入口に接続するものとする。</p> <p>(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。この場合において、有効幅員が1.8メートル未満のときは、有効幅員1.8メートル以上のすれ違い箇所を適宜設けること。</p> <p>(2) 縦断こう配は、4パーセント(25分の1)以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合には12パーセント(約8分の1)以下、高低差が75センチメートル以下の場合には8パーセント(約12分の1)以下とすることができる。</p> <p>(3) 3パーセント又は4パーセント(約30分の1又は25分の1)の縦断こう配が50メートル以上続く場合は、途中に1.5メートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(4) 段差を設けないこと。</p> <p>(5) 縁石、街きよ等により段差を生じる場合では、5パーセント(20分の1)以下(構造上等によりやむを得ない場合は、8パーセント(約12分の1)以下)のこう配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2センチメートル以下とすること。</p> <p>(6) やむを得ず階段を設ける場合は、11の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(7) 横断こう配は水こう配程度とし、可能な限り水平にすること。</p> <p>(8) 路面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(9) 視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設すること。</p>
4 階段	<p>主要な動線上にある階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 回り段は用いないこと。</p> <p>(2) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(3) 階段の始終点及び高さ3メートル以内ごとに長さ1.5メートル以上の</p>

	<p>水平部分(踊り場)を設けること。</p> <p>(4) 手すりを両側に連続して設けること。</p> <p>(5) 表面は平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(6) 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(7) 昇り口及び降り口の路面には、点状ブロック(警告用)を敷設すること。</p>
5 排水溝(ます)	<p>園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝並びに集水ますには、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造のふたを園路と同レベルに設けること。</p>
6 ベンチ	<p>高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。</p>
7 水飲み	<p>車いすで利用できる園路、広場等に設ける水飲みは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 飲み口は、上向きとすること。</p> <p>(2) 飲み口までの高さは、80センチメートル程度とし、車いすで利用しやすいように下部に高さ65センチメートル程度のスペースを確保すること。</p> <p>(3) 車いすが接近し方向転換できるように使用方向に1.5メートル以上かつ幅1.5メートル以上の水平部分を設けること。</p>
8 その他の施設設備	<p>(1) 券売機 別表第4の4の項に規定する整備基準を準用する。</p> <p>(2) 公衆電話 ア 公園内に公衆電話ボックスを設ける場合は、車いす対応型の電話ボックスを1以上設けること。 イ 車いす対応型の電話ボックスは、出入口、売店付近又は主要な園路に接して、水平部分に設けること。</p>
9 便所	<p>(1) だれでもトイレ ア 面積1ヘクタール以上の公園・緑地において便所を設ける場合は、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用できる便房(以下この表において「だれでもトイレ」という。)を備えた便所を1以上設けること。 イ だれでもトイレの規模、構造、設備等は、別表第1の1集合住宅以外の建築物の部8の項に規定する整備基準を準用する。 ウ だれでもトイレのある便所及びだれでもトイレには、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p> <p>(2) 洋式トイレ(腰掛け式便房) だれでもトイレを設けない便所で、複数の便房がある場合(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ複数ある場合に限る。)には、そのうち1以上を次の構造及び設備を有する腰掛け式便房とすること。 ア 出入口の有効幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、構造上</p>

	<p>やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>ウ 出入口には、洋式トイレである旨を表示すること。</p> <p>(3) 男子用小便器を設ける場合は、1以上を手すり及び光感知式自動洗浄装置を備えた床置き又はこれに代わる小便器とすること。</p> <p>(4) 便所の出入口</p> <p>ア 有効幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 段差は設けず、次に定める構造の傾斜路とすること。</p> <p>(ア) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) こう配は、5パーセント(20分の1)以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント(約8分の1)以下、高低差が75センチメートル以下の場合は8パーセント(約12分の1)以下とすることができる。</p> <p>(ウ) 表面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) その他の構造、設備等は、別表第1の1集合住宅以外の建築物の部9の項に規定する整備基準を準用する。</p>
10 案内・標示	<p>(1) 園内の要所に必要に応じて案内板、説明板及び標識を設けること。</p> <p>(2) 標記内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調及び明度とし、分かりやすい位置に、車いす使用者にも見やすい高さに設けること。</p> <p>(3) 案内板には、車いすでの利用が可能な園路及び施設を表示すること。</p> <p>(4) 案内板等は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置すること。ただし、やむを得ず突出する場合は、案内板の下端の位置が地上2.5メートル以上になるよう設置すること。</p> <p>(5) 平仮名、絵文字、ローマ字等による標示を併用すること。</p>
11 傾斜路	<p>3の項に定める構造の園路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) こう配は、原則として5パーセント(20分の1)以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は12パーセント(約8分の1)以下、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は8パーセント(約12分の1)以下とすることができる。</p> <p>(3) 傾斜路の始終点及び高低差75センチメートルごとに、長さ1.5メートル以上の水平部分(踊り場)を設けること。</p> <p>(4) 手すりを両側に連続して設けること。</p> <p>(5) 両側に、立ち上がりを設けること。</p> <p>(6) 路面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p>
12 公園内建築物・屋内設備	<p>便所以外の公園内の建築物及び屋内設備は、別表第1の1集合住宅以外の建築物の部に規定する整備基準を準用する。</p>

2 庭園

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>庭園の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 道路から売札所に至る経路には、段差を設けないこと。</p> <p>(3) 段差がある場合は、1 公園・緑地の部 11 の項に規定する構造の傾斜路を設置すること。ただし、道路との境界部における最小限の段差においては、この限りでない。</p> <p>(4) 出入口が直接車道に接する場合は、点状ブロック(警告用)、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。</p>
2 駐車場	<p>(1) 駐車場を設ける場合は、障害者のための駐車スペースを1以上設けること。</p> <p>(2) 駐車場のない庭園においては、車で来園した障害者のための駐車スペースを設けること。この場合においては、出入口付近のできる限り水平な部分を駐車スペースに充てること。</p> <p>(3) 障害者のための駐車スペースの構造については、1 公園・緑地の部 2 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
3 ベンチ	<p>ベンチを設ける場合は、景観を鑑賞するのにふさわしい場所に、高齢者、障害者等にも利用しやすい構造のベンチを適宜設置すること。</p>
4 便所	<p>1 公園・緑地の部 9 の項に規定する整備基準を準用する。</p>
5 案内・標示	<p>1 公園・緑地の部 10 の項に規定する整備基準を準用する。</p>

3 動物園・植物園・遊園地

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>(1) 券売機、出札窓口及び改札口は、高齢者、障害者等が利用しやすい構造とし、全体として利用しやすいそれらを配置すること。券売機、出札窓口及び改札口の構造については、別表第4の4の項から6の項までに規定する整備基準をそれぞれ準用する。</p> <p>(2) 道路から出入口に至る経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 縦断こう配は、4パーセント(25分の1)以下とし、段差を設けないこと。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント(約8分の1)以下、高低差が75センチメートル以下の場合は8パーセント(約12分の1)以下とすることができる。</p> <p>イ 高低差が75センチメートル以上に長さ1.5メートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>ウ 路面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 出入口が直接車道に接する場合は、点状ブロック(警告用)、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。</p>

2 駐車場	駐車場を設ける場合は、1 公園・緑地の部 2 の項に規定する整備基準を準用する。
3 園路	<p>園内の主要な施設を利用できる園路を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 段差を設けないこと。</p> <p>(3) 縁石、街きよ等により段差を生じる場合では、5パーセント(20分の1)以下(構造上等によりやむを得ない場合は、8パーセント(約12分の1)以下)のこう配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2センチメートル以下とすること。</p> <p>(4) やむを得ず階段を設ける場合は、12の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(5) 観覧場所には、車いすが安定して停止できる水平部分を適宜設けること。</p>
4 階段	1 公園・緑地の部 4 の項に規定する整備基準を準用する。
5 排水溝(ます)	1 公園・緑地の部 5 の項に規定する整備基準を準用する。
6 ベンチ	1 公園・緑地の部 6 の項に規定する整備基準を準用する。
7 水飲み	1 公園・緑地の部 7 の項に規定する整備基準を準用する。
8 野外卓	売店又は飲食施設と一体となって設置される野外卓は、車いす使用者が利用しやすいよう、附属するいす又はベンチを可動式としたもの等を適宜配置すること。
9 公衆電話	1 公園・緑地の部 8 の項(2)及び別表第 4 の 14 の項に規定する整備基準を準用する。
10 便所	<p>(1) だれでもトイレ</p> <p>ア 動物園、植物園及び遊園地においては、だれでもトイレを備えた便所を1以上設けること。</p> <p>イ だれでもトイレの規模、構造、設備等は、別表第 1 の 1 集合住宅以外の建築物の部 8 の項に規定する整備基準を準用する。</p> <p>ウ だれでもトイレのある便所及びだれでもトイレには、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p> <p>(2) 洋式トイレ(腰掛け式便房)</p> <p>1 公園・緑地の部 9 の項(2)に規定する整備基準を準用する。</p> <p>(3) 男子用小便器</p> <p>1 公園・緑地の部 9 の項(3)に規定する整備基準を準用する。</p> <p>(4) 便所の出入口</p> <p>1 公園・緑地の部 9 の項(4)に規定する整備基準を準用する。</p> <p>(5) その他の構造、設備等は、別表第 1 の 1 集合住宅以外の建築物の部 9</p>

	の項に規定する整備基準を準用する。
11 案内・標示	1 公園・緑地の部 10 の項に規定する整備基準を準用する。
12 傾斜路	1 公園・緑地の部 11 の項に規定する整備基準を準用する。
13 園内の建築物・屋内設備	(1) 休憩所、売店、飲食施設、展示 4 するとともに、出入口付近には、その旨の表示を行うこと。

別表第 4(第 3 条)

(平 13 規則 35・一部改正)

公共交通施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	(1) 公共交通施設(以下「駅舎等」という。)の出入口には、段差を設けないこと。段差がある場合は、19 の項に規定する構造の傾斜路を設けること。地形上又は構造上困難な駅舎等の場合であっても、1 以上の出入口については段差を解消するものとする。 (2) 床の表面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (3) 障害者のための停車スペースを設ける場合は、設置箇所に障害者のための停車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。
2 駐車場	駐車場を設ける場合の位置及び構造等については、別表第 1 の 1 集合住宅以外の建築物の部 2 の項に規定する整備基準を準用する。
3 コンコース・通路・ホール等	(1) 主要な通路の有効幅は、1.4 メートル以上とすること。 (2) 床面には、段差を設けないこと。段差がある場合は、19 の項に規定する構造の傾斜路を設けること。 (3) 床の表面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (4) 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出る場合は、面を取るなどの安全な措置をとること。 (5) 視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。
4 券売機	(1) 運賃等を点字で表示すること。ただし、機種により標示が困難な場合は、1 以上を視覚障害者が支障なく利用できる機種とすること。 (2) 駅舎等の各出入口から視覚障害者が支障なく利用できる券売機(同一箇所に複数の設置がある場合は、そのうち 1 の券売機)に至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。
5 出札・案内所等のカウンター	(1) 案内所のカウンターは、け込みを設けるなど車いす使用者の利用に支障のない構造とすること。 (2) 出札、案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
6 改札口	(1) 改札口通路のうち 1 以上は、有効幅 90 センチメートル以上とすること。 (2) 出札口(券売機)から改札口に至る経路及び改札口通路の 1 以上には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。

7 戸	<p>出入口、案内所、待合室その他不特定かつ多数の者が利用する部分に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p>
8 階段	<p>(1) 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 有効幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(3) 高さ3メートル以内ごとに踊り場を設けること。</p> <p>(4) 手すりを両側に連続して設けること。</p> <p>(5) 表面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(6) 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(7) 階段の始末端部に近接する通路の床には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(8) 階段下等において、高さが十分確保できないような空間等を設けないこと。やむを得ず空間が生じる場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。</p>
9 エレベーター	<p>1の項に規定する構造の出入口から乗降場に至る経路において、高低差があり、19の項に定める構造の傾斜路によって当該高低差が解消できない場合は、改札口にできる限り近い位置に、次に定める基準に適合するエレベーターを設け、高齢者、障害者等の円滑な垂直移動を確保すること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設のエレベーター又は傾斜路の利用によって、高齢者、障害者等が支障なく垂直移動を行うことができる場合、又は地形上若しくは管理上エレベーターを設置することが著しく困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(1) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) かごの容量は、11人乗り以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 既設の駅舎等で構造上困難な場合</p> <p>イ かご内部で車いすを転回することなく円滑に乗降できる機種を採用する場合</p> <p>(3) かご内及び乗降ロビーに設ける設備は、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。</p> <p>(4) 乗降ロビーは、車いすが転回できる構造とすること。</p> <p>(5) 出入口には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
10 エスカレーター	<p>エスカレーターを設置する場合は、次に定める構造とすること。</p>

	<p>(1) 踏面及び床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設置すること。</p> <p>(3) くし板は、できる限り薄くし、ステップ部分と区別できるよう原則黄色による縁取りを行うこと。</p> <p>(4) 9の項に定める構造のエレベーターの設置が困難な駅舎等に設けるエスカレーターは、車いす対応型エスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(5) エスカレーターの始末端部に近接する通路の床には、点状ブロック(警告用)を敷設すること。</p>
11 乗降場	<p>(1) 床面の水こう配は、100分の1程度とし、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすりつけ部における水こう配は、この限りでない。</p> <p>(2) 乗降場の縁端及び両端には、車両の停止する部分に点状ブロック(警告用)を連続して敷設すること。ただし、ホームドア又はホームゲート等が設置されている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 乗降場の両端には、転落防止のためのさく等を設けること。</p> <p>(4) 乗降場のホーム先端ノンスリップタイルは、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 乗降場の車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。</p>
12 便所(だれでもトイレ)	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用できる便所(以下この表において「だれでもトイレ」という。)又はだれでもトイレを有する便所を1以上設けることとし、当該便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) だれでもトイレの出入口の有効幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。</p> <p>(4) だれでもトイレには、腰掛け便座、手すり、ベビーベッド等を適切に配置すること。</p> <p>(5) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>(6) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 便所(一般用)に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(8) 出入口には、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p>
13 便所(一般用)	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。段差がある場合は、19の項に定める構造の傾斜路を設けること。</p>

	<p>(2) 床の表面は、粗面とするか、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) 大便器は、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を腰掛け式とすること。</p> <p>(4) 腰掛け式とした大便器及び小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。</p> <p>(5) 男子用小便器を設ける場合は、1以上を床置き式又はこれに代わる小便器とすること。</p> <p>(6) 便所への案内、誘導及び男女別表示等を分かりやすく表示すること。</p> <p>(7) コンコース及び通路から便所の出入口に至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
14 公衆電話	<p>公衆電話を設ける場合は、1以上を次に定める構造の台に設置すること。</p> <p>(1) 台の高さ(上端)は、70センチメートル程度とすること。</p> <p>(2) 台の下部には、高さ65センチメートル程度、奥行き45センチメートル程度のスペースを確保すること。</p> <p>(3) 受話器及びプッシュボタンの中心は、高さ90センチメートルから100センチメートル程度とすること。</p> <p>(4) 台の周囲には、車いすが近づける十分なスペースを確保すること。</p>
15 案内板等	<p>(1) 駅舎等の出入口又は改札口付近には、周辺の施設等の案内を行う誘導案内板を設けること。</p> <p>(2) 誘導案内板は、明確で分かりやすい表示とすること。</p>
16 案内装置等	<p>(1) 旅客施設の配置を点字で説明した案内板又は触知図案内板を駅舎等の出入口又は改札口付近に設けること。ただし、駅舎等構内の施設の配置が単純な場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 点字案内板又は触知図案内板の正面に至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
17 旅客待合所	<p>(1) 旅客待合所を設ける場合は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(2) 主要な通路の有効幅は、1.4メートル以上とすること。</p> <p>(3) 床面には、段差を設けないこと。段差がある場合は、19の項に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>(4) 床の表面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出る場合は、面を取るなどの安全な措置をとること。</p> <p>(6) 高齢者、障害者等の利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。</p> <p>(7) 旅客待合所に至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
18 視覚障害者誘導用ブロック	<p>(1) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達できるよう配慮すること。</p>

	<p>(2) 色彩は、周辺の床材の色と輝度比において、対比効果が発揮できるものとし、原則として黄色を用いること。ただし、黄色で十分な対比効果が得られない場合は、他の色を用いることができる。</p> <p>(3) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。</p> <p>(4) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性及び耐摩耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p>
19 傾斜路	<p>(1) 有効幅は、1.2メートル以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) こう配は、屋内にあつては12分の1以下、屋外にあつては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は12分の1以下とすることができる。</p> <p>(3) 高さ75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ1.5メートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(4) 傾斜路の折り返し部分及び他の通路と出会う部分には、水平部分を設けること。</p> <p>(5) 手すりを両側に設けること。</p> <p>(6) 傾斜路の両側は、壁とすること。やむを得ず側壁が設置できない場合には、35センチメートル以上の立ち上がり(車いすあたり)を設けること。</p> <p>(7) 床の表面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(8) 傾斜路の始末端部に近接する通路の床には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
20 手すり	<p>(1) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に手すりを設置すること。</p> <p>(2) 便所、エレベーター等に設ける移乗等動作補助用手すりは、動作に応じて、水平・垂直型のものとする。</p> <p>(3) 取付けの高さは、一段手すりの場合は、床面から80センチメートル程度、二段手すりの場合は、下段が65センチメートル程度、上段が85センチメートル程度とすること。</p> <p>(4) 手すりの形状については、高齢者、障害者等が支障なく利用できるものとする。</p> <p>(5) 材質は、その取付場所に見合ったものとする。</p>

別表第5(第3条)

路外駐車場(建築物以外のもの)に関する整備基準

整備項目	整備基準
路外駐車場(建築物以外のもの)	<p>1 障害者のための駐車スペースを1以上設けること。</p> <p>2 障害者のための駐車スペースは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、3.5メートル以上とすること。</p>

	<p>(2) 出入口(自動車のみの用に供するものを除く。以下この表において同じ。)に近い位置に設けること。</p> <p>(3) 障害者のための駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>3 駐車スペースから出入口までの通路の構造は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。</p>
--	---

別表第6(第4条、第5条、第7条)

(平11規則7・平12規則58・平13規則35・平18規則54・一部改正)

都市施設等及び特定施設一覧表

1 建築物

区分	都市施設等	特定施設
1 医療等施設	<p>(1) 病院、診療所及び助産所</p> <p>(2) 施術所</p> <p>(3) 薬局(医薬品の販売業を併せ行うもの除く。)</p>	すべての施設
2 公益施設	<p>(1) 官公庁施設</p> <p>(2) 郵便局</p> <p>(3) 一般ガス事業の用に供する営業所及び事務所</p> <p>(4) 一般電気事業の用に供する営業所及び事務所</p> <p>(5) 電気通信事業の用に供する営業所及び事務所</p> <p>(6) その他これらに類する施設</p>	すべての施設
3 福祉施設	<p>(1) 老人福祉施設及び有料老人ホーム</p> <p>(2) 老人保健施設</p> <p>(3) 児童福祉施設</p> <p>(4) 身体障害者社会参加支援施設</p> <p>(5) 障害者支援施設((9)及び(11)に掲げるものを除く。)</p> <p>(6) 地域活動支援センター</p> <p>(7) 福祉ホーム</p> <p>(8) 障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。)を行う施設</p> <p>(9) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「自立支援法」という。)附則第41条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる同条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設</p> <p>(10) 自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例</p>	すべての施設

	<p>により運営をすることができることとされた自立支援法附則第 46 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 50 条の 2 第 1 項に規定する精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場</p> <p>(11) 自立支援法附則第 58 条第 2 項の規定により障害者支援施設とみなされる同条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた自立支援法附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 5 条第 1 項に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設</p> <p>(12) 授産施設</p> <p>(13) 婦人保護施設</p> <p>(14) 母子福祉施設</p> <p>(15) 保健施設</p> <p>(16) 母子保健センター</p> <p>(17) 保健センター</p> <p>(18) その他これらに類する施設</p>	
4 学校等施設	<p>(1) 学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づくもの)</p> <p>(2) その他これらに類する施設</p>	すべての施設
5 集合住宅	<p>(1) 共同住宅</p> <p>(2) 長屋</p> <p>(3) 寮及び宿舍</p>	11 戸以上のもの
6 自動車関連施設	<p>(1) 自動車車庫(駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号)第 15 条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置(以下「特殊装置」という。)のみを用いるものを除く。)</p> <p>(2) 自動車修理工場</p> <p>(3) 自動車洗車場</p> <p>(4) 給油取扱所</p> <p>(5) 自動車教習所</p>	<p>ア (1)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超える施設</p> <p>イ (2)から(4)までにあつては、用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超える施設</p> <p>ウ (5)にあつては、用途に供する部分の床面積が 1,000 平方メートルを超える施設</p>
7 公衆便所	公衆便所(地方公共団体が設置するもの)	すべての施設

8 集会施設	(1) 冠婚葬祭施設 (2) 公民館 (3) 集会場 (4) 公会堂 (5) その他これらに類する施設	ア (1)及び(3)にあつては、床面積が200平方メートルを超える集会室を有する施設 イ (2)及び(5)にあつては、用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える施設 ウ (4)にあつては、すべての施設
9 物品販売業を営む店舗	物品販売業を営む店舗	用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える施設
10 飲食店	飲食店	用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える施設
11 サービス店舗	(1) 理容所 (2) 美容所 (3) 銀行その他の金融機関の店舗 (4) クリーニング取次店及びコインランドリー (5) 旅行業等を営む者の営業所 (6) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える施設
12 宿泊施設	(1) ホテル及び旅館 (2) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える施設
13 興行施設	(1) 劇場、観覧場、映画館及び演芸場 (2) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える施設
14 文化施設	(1) 美術館 (2) 博物館 (3) 図書館 (4) その他これらに類する施設	すべての施設
15 展示施設等	(1) 展示場 (2) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える施設
16 運動施設	(1) 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方

	(2) その他これらに類する施設	メートルを超える施設
17 遊興施設	(1) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、マージャン屋、ぱちんこ屋、勝馬投票券販売所及びカラオケボックス (2) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超える施設
18 公衆浴場	公衆浴場	用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超える施設
19 事務所	事務所(他の施設に附属するものを除く。)	用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超える施設
20 工業施設	(1) 工場 (2) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超える施設
21 地下街	(1) 地下街 (2) その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超える施設
22 複合施設	1 の項から 21 の項まで(5 の項を除く。)に掲げる都市施設等の複合建築物異なる用途に供する部分が明確に区画され、かつ、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。)	用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超える施設

2 道路

区分	都市施設等	特定施設
道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路	すべての施設

3 公園

区分	都市施設等	特定施設
1 公園・緑地	(1) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する公園(以下「都市公園」という。) (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 40 条に掲げる児童遊園(以下「児童遊園」という。) (3) 東京都立公園条例(昭和 31 年東京都条例第 107 号)第 3 条第 2 項に規定する都立公園 (4) 都市公園及び児童遊園以外の地方公共団体が設置する公園 (5) 国及び地方公共団体以外の者が都市計画法(昭和 43	(7)を除くすべての施設

	<p>年法律第 100 号)第 59 条第 4 項の認可を受けて行う都市計画事業による公園</p> <p>(6) 東京都霊園条例(平成 5 年東京都条例第 22 号)に規定する霊園</p> <p>(7) その他の法令等の規定により設置する公園</p>	
2 庭園	庭園(美術館、博物館等に附属する庭園、寺社等に附属する庭園及び冠婚葬祭施設等に附属する庭園を除く。)	—
3 動物園・植物園・遊園地	<p>(1) 動物園及び植物園(大学、研究所等が学術研究を目的として設置しているものを除く。)</p> <p>(2) 遊園地</p>	すべての施設

4 公共交通施設

区分	都市施設等	特定施設
公共交通施設	<p>(1) 鉄道の駅</p> <p>(2) 軌道の停留場</p> <p>(3) バスターミナル(自動車ターミナル法(昭和 34 年法律第 136 号)第 2 条第 6 項に規定するバスターミナルをいう。)</p>	すべての施設

5 路外駐車場

区分	都市施設等	特定施設
路外駐車場(建築物以外のもの)	駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場で建築物以外のもの(特殊装置のみを用いるものを除く。)	駐車のに供する部分の面積が 1,000 平方メートルを超える施設